



2024年9月24日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド  
代表者名 代表取締役社長 吉田 謙次  
(コード：4661 東証プライム市場)  
問合せ先 広 報 部 長 横井 香織  
(TEL. 047-305-5111)

## 一般財団法人「オリエンタルランド子どものハピネス財団」の活動支援を目的とした 第三者割当による自己株式の処分に関する詳細決定のお知らせ

当社は、一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団（以下、「本財団」）の活動を、継続的、安定的に支援する目的として、当社配当金によって本財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分について、2024年4月26日開催の取締役会で決議し、2024年6月27日開催の当社第64期定時株主総会において承認されました。

2024年8月26日付で本財団を設立し、本日開催の取締役会において、処分先、処分期日等の募集事項の詳細を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の処分について

##### (1) 処分要領

① 処分株式数	普通株式 18,000,000 株（発行済株式総数の 0.99%）
② 処分価額	1 株につき 1 円
③ 調達資金の額	18,000,000 円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	みずほ信託銀行株式会社（一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団口）
⑥ 処分期日	2024年9月27日
⑦ その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。本自己株式の処分については、2024年6月27日開催の当社第64期定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することが承認されています。

## 2. 処分先の概要

(1) 名称：みずほ信託銀行株式会社（一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団口）

### (2) 信託契約の概要

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 委託者	当社
③ 受託者	みずほ信託銀行株式会社
④ 受益者	一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団
⑤ 信託契約日	2024年9月25日（予定）
⑥ 信託の期間	2024年9月25日（予定）から2027年9月25日（予定）まで
⑦ 信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、本財団の活動を実施させること。

なお、本件の詳細につきましては、2024年4月26日に開示した『一般財団法人「オリエンタルランド子どものハピネス財団」の設立ならびに第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ』をご参照下さい。

以上